

国民年金の 保険料(お金)を 免除する手続きについて

2026年7月から 2027年6月分までの 国民年金のお金を 免除する 手続きが 7月1日(水)から
はじまります。手続きした日から 2年1か月前までの期間分も 手続きできます。

2026年4月から 2026年3月までの 国民年金のお金は 1か月に17,920円です。

詳しくはこちら↓

www.city.shizuoka.lg.jp/s8435/s012199.html



? 国民年金の 保険料(お金)の 免除とは

国民年金の保険料(お金)を払わない または お金を払う期限を長くする 手続きです。

手続きできる人は お金がない人 や 払うことがむずかしい人 です。

手続きのあとに 所得の調査があります。このお金を払わないと 年金をもらうことができません。

払うことがむずかしい人は 手続きを しましょう。

その他の免除は ホームページを 見てください。

学校に通っている間の 国民年金のお金を払う期限を長くする 手続きについて

↳ www.city.shizuoka.lg.jp/s8435/s012200.html

赤ちゃんを 産んだ前と後の 国民年金のお金の免除について

↳ www.city.shizuoka.lg.jp/s8435/s012202.html

問い合わせ

●各年金事務所 静岡 ☎ 054-203-3707 清水 ☎ 054-353-2233

●各区保険年金課 葵区 ☎ 054-221-1065 駿河区 ☎ 054-287-8624

清水区 ☎ 054-354-2134